

Title	「アメリカ独立宣言」の邦訳について(2)
Sub Title	On Japanese translations of the declaration of American independence
Author	白井, 厚 田中, 義一 原田, 謙治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1984
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.4 (1984. 10) ,p.563(89)- 574(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19841001-0089
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19841001-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19841001-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「アメリカ独立宣言」の邦訳について (2)

白井 厚  
田中 義一  
原田 譲治

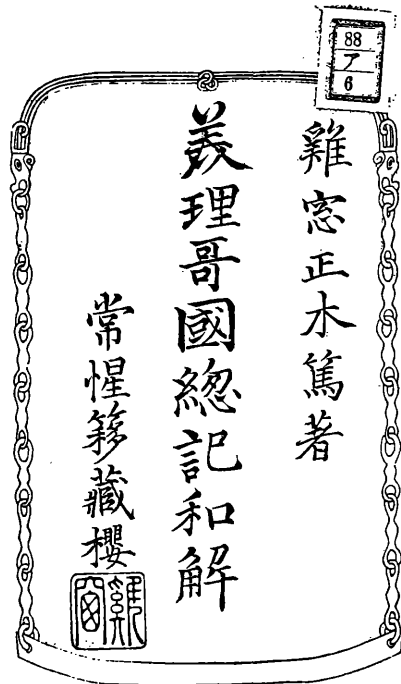
- 「独立宣言」の意義
- 「独立宣言」の影響
- 日本に対する影響
- 「独立宣言」の邦訳リスト
- 「独立宣言」に関する邦語文献リスト (以上前号)
- 正木篤和解の「独立宣言」
- 「独立宣言」の試訳、ならびに既訳の検討

〔慶大図書館所蔵の本書は戦災?による水濡れのため使用不能なので、京都大学附属図書館所蔵のものを用いた。凸版で示すものはすなわちこれで、閲覧と掲

正木篤和解の「独立宣言」

「独立宣言」を最初に日本語で記述したのは、おそらく、前回到触れた Bridgman の漢書を日本語に読み下して『美理哥國總記和解』(3巻, 1854年〔嘉永7年〕)として出版した正木篤であろう。これは、漢文をそのままかなを付して日本語に読みかえたもので、難解な漢字には注釈を施してわかりやすくしており、厳密に言えば翻訳ではないが、これまであまり知られていないので、以下に「独立宣言」の部分の全文を示す。

本文には変体がなが用いられているが、これをひらがなに改め、句点を加えた。また難解な語の意味がその左側に変体がなで示されているものは、〔 〕に入れてその直後に記した。外国の地名に施された傍線は下線とした。



注(1) 正木篤(通称は鶏窓, 生没年不詳)は、幕末の海外事情紹介者であり、『美理哥國總記和解』のほか、『英吉利國總記和解』、『墨利加州沿革總説總記補輯和解』などを著した。『澳門月報和解』は外国新聞翻訳の嚆矢とされている。(『コンサイス人名事典・日本篇』三省堂, 1976年。)正木は、幕末の勘定奉行や外国奉行をつとめた川路聖謨(1801-1868)の命によって1854年に『美理哥國總記和解』を著したが、この川路は1853年、ペリー浦賀来航の時には海防掛、同年ロシア使節ブチャーチンが長崎に来て通商を求めた時には応接全権をつとめた外交官であって、その経験をもとに、正木に対して『海國圖志』の和文化を命じたのであろう。(『日本人名大事典』平凡社, 1979年。)

好して其旧敷ふ也。新令改收回せんことを欲し、  
 主に漂一統倫を以て併し兵をすて國歸る  
 こゝを請ふ英吉利王ゆるぐ及て兵船を増し境内に入  
 りて貨を掠り垣壁を焚す。國人其虐かくの如  
 きに忍びを衿者再びす會議して密に各部落に約  
 皆壯んぢる者を出し戰艦を整一華盛頓を立て帥とな  
 り乾隆四十一年我安永五七月四日機を以て各國に告て曰く  
 上帝民を生して萬族同體各性命を卑へて其分に  
 安んぜしむ。又民の強き者弱きを凌ぎ衆き者寡  
 きを虐ぎ蠶頭にして教のなきことを恐る。故に又國主を  
 立て以てこれを範圍し扶植す。それをして  
 民を脛削〔なやます〕せしむるに非るなり。我國  
 もと渠長〔かしら〕なし。英吉利來りて我地に王  
 となり我民を臣とするに及て我民も亦權然〔よろ  
 こふ〕としてこれを奉て曰くねがはくは我を覆轉  
 〔おおいかばふ〕せんかねがはくは我に災癘〔わ  
 ざはいやます〕せざらんかと。然るに其政事はな  
 はだ害あるに非ざれば民をまた忍で變ぜざるべ  
 きにさなくして英吉利王の我國を凌 虐〔むごく〕  
 すること一度が二度となり二度が三度となり我衆  
 も亦こらへて年をへ月をかさぬるに至りても英吉  
 利王には終にあらため悔ることなく其勢もはや  
 再び坐視〔みのがしに〕すへからず。故に議して  
 首領〔かしら〕を立て兵甲を備へて自ら傾くを  
 扶けて危きを救はざることを得ず。英吉利王の我

立て以てこれを範圍し扶植す。それをして  
 民を脛削〔なやます〕せしむるに非るなり。我國  
 もと渠長〔かしら〕なし。英吉利來りて我地に王  
 となり我民を臣とするに及て我民も亦權然〔よろ  
 こふ〕としてこれを奉て曰くねがはくは我を覆轉  
 〔おおいかばふ〕せんかねがはくは我に災癘〔わ  
 ざはいやます〕せざらんかと。然るに其政事はな  
 はだ害あるに非ざれば民をまた忍で變ぜざるべ  
 きにさなくして英吉利王の我國を凌 虐〔むごく〕  
 すること一度が二度となり二度が三度となり我衆  
 も亦こらへて年をへ月をかさぬるに至りても英吉  
 利王には終にあらため悔ることなく其勢もはや  
 再び坐視〔みのがしに〕すへからず。故に議して  
 首領〔かしら〕を立て兵甲を備へて自ら傾くを  
 扶けて危きを救はざることを得ず。英吉利王の我

載の便宜を与えられた同図書館に感謝する。原本は 23.5cm×16cm, 「独立宣言」は上巻六丁～十丁に所載。]

上帝民を生して萬族同體各性命を卑へて其分  
 に安んぜしむ。又民の強き者弱きを凌ぎ衆き者寡  
 きを虐ぎ蠶頭〔おろか〕にして教のなきことを  
 恐る。故に又國主を立て以てこれを範圍〔おしへ  
 こみ〕しこれを扶植〔たすける〕す。それをして  
 民を脛削〔なやます〕せしむるに非るなり。我國  
 もと渠長〔かしら〕なし。英吉利來りて我地に王  
 となり我民を臣とするに及て我民も亦權然〔よろ  
 こふ〕としてこれを奉て曰くねがはくは我を覆轉  
 〔おおいかばふ〕せんかねがはくは我に災癘〔わ  
 ざはいやます〕せざらんかと。然るに其政事はな  
 はだ害あるに非ざれば民をまた忍で變ぜざるべ  
 きにさなくして英吉利王の我國を凌 虐〔むごく〕  
 すること一度が二度となり二度が三度となり我衆  
 も亦こらへて年をへ月をかさぬるに至りても英吉  
 利王には終にあらため悔ることなく其勢もはや  
 再び坐視〔みのがしに〕すへからず。故に議して  
 首領〔かしら〕を立て兵甲を備へて自ら傾くを  
 扶けて危きを救はざることを得ず。英吉利王の我

國を凌ぎ虐〔むごく〕する事に至りては各國或は  
 ことごとく知らざらん。今その十二ヶ条の事端  
 〔ことのはし〕を條列して天下に告白〔つけきか  
 す〕し今般〔このたび〕變動〔ふりをかへる〕す  
 るは我の罪に非ることを知らしむ。

一、旧例に律例を増し改むるときは國中の衿者  
 〔わかものとしより〕會議して民の願ふ所に従ふ  
 べき筈のことをさなくして英吉利王はたたちに新  
 例に改て衿者〔わかものとしより〕と相議せず。  
 及び新例の不便なること再三改るを稟〔うかか  
 ら〕するもその請ふ所をゆるさず。

一、毎歳各部の衿者〔わかものとしより〕來り  
 集りて城に會議事廳〔ひようしやうしよ〕に至  
 りて一切を商酌〔そうだん〕せんと欲するに英  
 吉利王かへつてこれを驅逐〔おひはらひ〕し既に  
 追散すの後は再びまた集りて商議〔そうだん〕す  
 るを許さず。

一、土地のろく人まれなるゆへもと歐羅巴各國  
 人の至るを望み農商ともに日に盛んならんことを  
 ねがふにかへつて英吉利王各國の人の境内に入る  
 ことを禁止〔とどむ〕して戸口〔ひとや〕の日に

一切を満遍なく欲せしに英吉利王にこれを驅逐し既に  
 追散せし後再び集りて高議を我許すべし  
 一 土地ひろく人すまはし少くも歐羅巴各國人の至る所  
 望し農商ともに日盛んをあたんとすはすはふと何れ  
 英吉利王各國の境内に入ることを禁止し戸口の日  
 繁くするを欲せざらん 英吉利人獨りその地を治るべし  
 一 旧例に本処理刑官を或は先づ衿着の選に擧るに由り  
 或は先づ王の擇ひ定るに由り再び公議を采て容易にせざ  
 る事 英吉利王自ら専らにして衿着は皆預り聞しを

首領を立て兵甲を備へ以て自ら傾くを扶けて危きを救  
 へしを得る 英吉利王の我國を凌ぎ虐める事  
 至りては各國或はもく知らざらん今その十二ヶ条の事端  
 を條列して天下に告白し今般變動も我の罪非  
 ざるを知らしむ

一 旧例に律例を増し改むるは國中の衿着會儀にて  
 民の願ふ所は從ふをき答ふことを得るを以て英吉利王  
 はちちち新例に改て衿着と相議せざらば及ひ新例の不便な  
 ること再三改るを稟せしむるの請ふ所をゆるさざらん  
 一 毎歳各部の衿着來り集りて城に會し議事廳に至

定るに事ある時は必ず文武同く議するを英吉利  
 王は然らず 武官 [ぶくわん] のものは必ず専ら  
 に蘭敵 [あざりすのみやこ] の人を用ひ事あると  
 きは文官 [ぶんくわん] のものと商議せず。それ  
 ゆへただ武官 [ぶくわんのもの] は權威 [いこう]  
 をほしいままにし武に任せて文に任せず。

一、英吉利王の金 錢 糧 餉 [あてがい] を刻削  
 [きひしくとる] すること前制 [きまり] より  
 多く貿易 [かへやう] を禁停 [とどめ] すること  
 大小常法に異なり民の欲する所は必ずこれに違ひ  
 民の思ふる所は必ずこれを與ふ。専ら以て下をや  
 ましめて上に奉じ他國の人を刻 [むごく] して以  
 て己の國の人に私す。

一、英吉利王調ぶる所の各水路の巡兵 [かため]  
 はただ貨船 [たからをのせるふね] を劫掠 [かす  
 めとる] し及び城池を毀折 [うちやぶり] し縦  
 に房屋 [ひとや] を焚すつことあるのみ。此を  
 奉じて王とし尊むはわけなく復仇 [あたがたき]  
 を奉ずると何ぞ異らんや。

一、英吉利王弁兵 [つわもの] をして常に民舎

繁くなるを欲せずた英吉利人獨りその地をほし  
 いままにす。

一、旧例に本処理刑官 [つみをさばくやくに  
 ん] は或は先づ衿着 [わかものとしより] の選  
 みに擧るに由り或は先づ王の擇ひ定るに由り再び公議  
 [ただしきひやうぎ] を采て容易 [たやすく] に  
 せざる事を英吉利王自ら専らにして衿着 [わかも  
 のとしより] に皆預り聞しめず。

一、旧例に各部文武の官 [やく] は各定額  
 [さだまり] の俸禄 [あてがい] あり皆民より出  
 せり。それを英吉利王 擅に官額 [あてがい] を  
 加へ民の供給 [しむけ] を調派 [しらべみる] し  
 て衿着 [わかものとしより] と同くはからず。

一、旧例に各省の弁兵 [ぶくわんのもの] も亦  
 定數 [さだまり] の糧 餉 [あてがい] あり。こ  
 れも亦民より出せり。慈に英吉利王ほしるままに  
 自ら増設 [ましやうけ] して糧 餉 [あてがい]  
 を調派 [しらべみる] しこれ亦これを衿着 [わ  
 かものとしより] に商らず。

一、旧例に文武の食弁 [やくにん] 或は本土  
 [あめりか] の者を以てし或は外方の人を以てし

を予ひすべし。武は仕せり。文は仕せり。  
 一、英吉利王の金銀糧餉を刻削せしむること前制より多く貿易を禁停せしむること大に常法に異なり民の欲を所らば必を去らん違ひ民の患を所らば必を去らざるを與ふ専ら以て下はやより上を奉り他國の人を刻削して以て己國の人を私に  
 一、英吉利王調子所の各水路の巡兵は貨船を劫掠し及ひ城池を毀折し緞を房屋を焚ずることあるは此を奉りて王に尊むは己の國を殺伐を奉るは如何に異らんや

一回例は各部文武の官に各定額の俸祿あり皆民より出せりやれを英吉利王擅に官額を加へ民の供給を調し給者と同くをゆるぎ  
 一回例は各省の弁兵も亦定数の糧餉ありやれも亦民より出せり茲は英吉利王自ら自ら増設して糧餉を調し派しこれ亦歩を給者か高らる  
 一回例は文武の賞給或は林仕の者な以て或は外方の人を以て定ん事ある時に必は文武同く議を致英吉利王に然らば武負のものに専ら蘭墩の人を用ひ事なすは文負のものに高議せんをれ思はる武負の權威

も自ら國を創立〔あらたにたてる〕せざることを得ず。新國はやすでに立ときは英吉利王も亦我を如何ともすることなからん。

『美理哥國總記和解』は、清朝末期に中国人魏源<sup>(2)</sup>によってまとめられた『海國圖志』(1842年初版60巻、1852年増補版100巻)の巻三十九(1852年版では巻五十九～六十一)にある「彌利堅即美里哥國總記」の章を日本語に読み下したものである。正木がこの『和解』を上梓した直後に、同様に『海國圖志』の同じ箇所を読み下して日本語で出版したのもとして、皇國隱士和解『新國圖志通解』<sup>(3)</sup>、廣瀬竹庵『亞米利加總記』(ともに1854年〔安政元年〕)があり、いずれも「独立宣言」を含む。『海國圖志』は、これらの和解によっても、あるいは

に居らしめ以て時に欺侮〔わるはたらき〕を行ふ便りにす。

一、規擄〔かすめとる〕せらるるの良民〔よきたみ〕を覘〔おさへて〕して其賊を為に従ひ往て別船を規〔かすめとる〕せしむ。もし従はざるものあれば即ち書を加ふることをなす。

一、英吉利の大官〔をまやく〕のもの各部を論駁〔さとし〕して其人どふし自ら紛争〔あらそふ〕せしめ並に土蠻〔あきうど〕を論駁〔さとし〕して居民〔いつきのたみ〕を書せしめ各相安んぜざらしむ。

以上の各事〔それぞれのこと〕我國の衿着〔わかものとしより〕數々諫むれども英吉利王ききいれず。國人もこれを如何ともすることなく是非と

注(2) 魏源(Wei Yuan, 1794—1857)は清朝後期の思想家。阿片戦争や太平天国運動の緊迫した社会情勢下において意欲的な政論を展開し、ことに西洋の圧力に対処する方法を思索した。主著である『海國圖志』、『聖武記』のほか、『論語孟子類篇』、『孔子・孟子年表』、『老子本義』などの著作がある。また著作集『古微堂集』は学問論や政治論を多く含む。(佐藤震二『魏源』『大日本百科事典』[小学館、1968年]などによる。)魏源については、佐藤震二『魏源の学問と思想』『中国古典研究』12(1964年12月)、橋本高勝『魏源の歴史・地理の観念と洋務論』『京都産業大学論集・人文科学系列』2(1)(1972年2月)、『海國圖志』については、北山康夫『海國図志とその時代』『大阪学芸大学紀要・人文科学』3(1954年)。なお北山は、“百巻本は瑪吉士の地理備考や高麗文の合省國志によって、六十巻本を増補したもの”と誤って述べているが、ブリッジマンの書は60巻本の当初から『海國圖志』にとり入れられていた。

(3) 従来の木村、芝田、亀井の研究は本書に触れていないが、これは東京都立中央図書館加賀文庫に所蔵されている。

一英吉利王弁兵を率て常々民舎に居らるゝを以て時々欺侮を行ふ便りなむ

一切抑せらるゝの良民を勅して其職を為さむ後往て別船を知せしむる後いざしものあせ即ち害をかふることを欲せしむ

一英吉利の大官の各部を論駁して其人より自ら紛争せしむる並に土蠻を論駁して居民を害せしむる各相安んぜしむる

以上の各事我國の俗者數々諫むるも英吉利王は之を國人もあやむを如何ともせしむるは是非とも自ら

國を創立せざることを欲得た新國を奪はんとしたるに英吉利王も亦我を如何ともせしむるを欲せしむる

英吉利王艦を見て十三部合して一國とせしむるを欲せしむる怒てその兵船を増し其境内に入らむ新國拒ぎ戦ふこと一年を以て勝負りし分なき又法蘭西國の兵を出して相助るを得たりとたゆみ彼此たゆみは鏖戦を以て六七年の久きんたゆみり時三國の戦艦百十艘將士數十萬あり陣よりにぐる者八固より數々えんた

乾隆四十九年英吉利王新國の強より終つて勝べりしむることを欲知りしむる大臣を遣し西より來り和

日本に持ち込まれた漢文の原書によっても、幕末の日本人たちに大きな影響を与えたといわれる書物だが、そもそもこの書は、阿片戦争直後の中国に対して外国の事情を知らせるといふ役割を果たしたのであって、幕末の日本に対しても同様であったことは興味深い。

『海國圖志』は、魏源や中国人、西洋人によって書かれたさまざまな地理書や史書を、魏源が編集したもののだが、アメリカについての記述は、もっぱら Elijah Coleman Bridgman (中国名は饒米哲 高理文 裨治文) のアメリカ概説書、高理文『美里哥合省國志畧』(1838年) によっている。この書はのちに裨治文『聯邦志畧』(1846年) と改題された。ブリッジマンは門下生梁植

敬の助力を得て中国語でこの書を著したのであり、『海國圖志』、『瀛寰志畧』、『大地全圖』などの双書にこの書がとり入れられたことが「重刻聯邦志畧叙」に書いてあり、“又有日本人以其國語譯者”とも記されている。

幕末期、日本人が触れることができた「独立宣言」の訳文には、このほかにもう一種類あった。それは、同じブリッジマンの『聯邦志略』(改訂版、1861年)の方に含まれている漢文である。この改訂版は、1838年の『美里哥合省國志畧』、1846年の『聯邦志略』を書き改めたもので、「独立宣言」も全く異なる訳文となっている。日本では、この改訂版が、馬邦裨治文撰述

(4) Elijah Coleman Bridgman (1801—1861) はマサチューセッツに生まれ、アーモスト大学、アンドゥヴァ神学校を卒業した後、アメリカ海外伝道委員評議会 (American Board of Commissioners for Foreign Missions, 通称アメリカン・ボード) より中国に派遣されたプロテスタントの伝道者である。1830年、広東に到着した。1852年に病を得て一時帰米したが、あとは長く中国に留まって教育や翻訳の仕事に従事し、死後上海に葬られた。英語誌 *Chinese Repository* の編集、聖書の中国語訳などを行ない、著作には *Chinese Chrestomathy* (1841) がある。(Dictionary of American Biography [New York: Charles Scribner's Sons, 1929] による。)

注 (5) 以上の事情について、木村毅は“正木篤 (鶏窓) がその『連邦志略』和訳の任にあたり、題して『美理可總記和解』”と書き、『聯邦志略』改訂版に含まれている漢文訳を正木が日本語に訳したものが『美理哥國總記和解』だと誤解した。木村『日米文学交流史の研究』, pp. 213—216。亀井俊介も、二種類の漢訳をブリッジマンが書いたのではなく、一方は邦訳の思想上の混乱と考えたようである。亀井『自由の聖地』, p. 15。

・大日本箕作阮甫訓點『聯邦志略 全部』(1864年〔元治元年〕)として江戸で出版された。

大中に改訂したその理由について、改訂版に付せられた「重刻聯邦志畧叙」の中でブリッジマンは、“今垂二十餘年、原板散失、杳不可、予又遷居滬上、索書者踵接於門、懼無以應其請也、因不得已復搜初稿、與華友宋君重加刪改、並創為漢字地球等圖。”と述べている。また門生梁植敬は、“今垂二十餘年、國事日有增益、吾將重刻新之、子盍為我校乎。”(私のためにまた校訂してくれないか)というブリッジマンの言葉を跋において伝えている。この頃中国は阿片戦争が終り、太平天国運動の時期に入っており、アメリカ理解が進んで、より正確な情報が必要とされたことも改訂の理由のひとつかも知れない。

二つの版における「独立宣言」は、長さも内容もかなり異なる。その初訳と改訳とを簡単に比較してみると、両者ともかなり自由な意識であるが、改訳のほうが英語の原文に近い。国王の罪状を列挙した部分は、原文では28か条挙げられているが、初訳では12か条、改訳では16か条になっている。また後文も改訳のほうがかなり長い。訳の内容についてみると、前文の自然法思想による権利宣言や革命権について述べた部分の訳し方が大きく違って、初訳では、原文の冒頭の文に相当する訳文が無いのに対し、改訳では、“人事變更、反覆無常、今如有一等民、思脱他人之羈縻、而欲自為立政、以循人性、以遵神理、與夫各國相同、則不可不以當立之故、布告於人。”と、ほぼ英文の内容を伝えている。次の、有名な権利宣言の部分は、初訳では“上帝生民、萬族同體、各卑性命、使安其分。”と、ほとんど原文の痕跡がないが、改訳では“蓋以人生受造、同得一定之理、已不得棄、人不得奪、乃自然而然、以保生命、及自主、自立者也。”と訳されている。この部分に続いて、初訳では、アメリカがイギリスより独立せざるを得なかった政治過程の記述を原文から離れて示しているだけなのに対し、改訳では原文の意を体して、為政者と人民との関係について述べているが、社会契約による政府の改廃という原文の思想は紹介されていない。

このように、幕末に日本人が読むことのできた「独立宣言」は、中国を経由してきた不十分なものであ

り、日本人が、初めて英語の原文から直接和訳された「独立宣言」に接するには、維新前夜の1866年、福沢諭吉『西洋事情』の出版をまたなければならなかった。

#### 「独立宣言」の試訳、ならびに既訳の検討

前号に示したように、日本は「独立宣言」の日本語化について正木の『和解』以来130年の歴史と20に近い全訳を持っているが、脱落や誤訳を含む場合もあるので、以下に「独立宣言」の意味する史実に留意しつつ新たに訳を試み、かつ既訳を検討する。

「独立宣言」はその正文をもとにして訳し、起草委員会の「報告」から大陸会議が削除した部分は〔 〕中に入れ、付け加えた部分には下線を施した。

便宜上、原文の段落に従わず細かく区切っている。

漢訳とあるのは、ブリッジマンの『聯邦志略』改訂版における訳を指す。引用に際しては、中国語ではなく箕作阮甫の訓点によって慶大文学部の藤田祐賢教授に読み下していただいた和文を示した。

史実については特別の場合を除いて個々に典拠を示すことはせず、最後に一括して参考文献を掲げる。翻訳のテキストも最後に示す。

なおジェファソンの *A Summary View of the Rights of British America* (1774) は、「独立宣言」に先行する文書として重要なので、引用に際しては『要約』と略記し、『フランクリン ジェファソン ハミルトン ジェイ マディソン トクヴィル』世界の名著33(中央公論社、1970年)における松本重治・高木誠訳の該当ページを記した。

同じく重要な *The Virginia Bill of Rights* (1776) については、「邦憲法」と略記し、『アメリカ革命』アメリカ古典文庫16(研究社、1978年)における五十嵐武士訳の該当ページを記した。

#### 【標 題】

1776年7月4日、大陸会議にて。アメリカの13連合諸邦の一致した〔大陸会議に集ったアメリカ連合諸邦の代表による〕宣言

Congress はもちろん Continental Congress

(6) 箕作阮甫(みつくり・げんぼ、1799—1863)は幕末の医家。津山藩の侍医となり、後に藩主松平齊孝に従って江戸に出て学んだ。1853年川路聖謨らに従って長崎に赴きロシア使館に接見、翌年下田で日米和親条約締結の際アメリカ使館に接見した。1856年に蕃書調所の教授。医学に関する書物のほか、『興誌西史』、『泰西春秋』、『泰西大事策』など多くの海外事情紹介の著作がある。(『日本人名大事典』平凡社、1979年)。

(大陸会議)で、正文ではこれが最も大きな字で書かれているから、標題を示す時は省略することができない。立大アメ研訳は“連合議会”，高木訳は“コンGRESS”，明石訳は“連合会議”，斎藤訳は“連合會議”となっているが、土田訳のように大陸会議とするのが明白で良いだろう。United States は文字通りには合州国だが、憲法制定以前は各 state の独立性が強く、アメリカ史研究者たちはこれを今の州と区別して邦と訳す習慣があるのでそれに従う。福沢訳は“州”，中村訳は“合邦”，祖父江訳と立大アメ研訳は“連邦”，今津訳は“連合邦”，芝田訳は“連合州”と、少しずつ異なる。植民地はすでに7月2日に独立を決議しているのだから、高木訳のように“植民地連合”(なぜか“アメリカ”が脱落)とするのは原文にも合わずおかしいし、土田訳のように“連合諸国”とするのは誤り。高木訳は“コンGRESSの決議にもとづく全員一致の宣言”とあるが、正確な訳とは言えない。

## 〔前文〕

人類史のさまざまな出来事の過程においては、一地域の人民が、それまで彼らを他の地域の人民と結びつけてきた政治的なつながりを解消し、地上の諸国の間で、自然の法、自然を創った神の法が資格を与えている別個の平等な地位を占めねばならぬことがある。かかる時は、世界の輿論に対するしかるべき配慮から、その人民に分離を余儀なくせしめる理由を宣言することが必要である。

冒頭の in the Course of human events が先づ訳しにくい言葉で、漢訳は“人事変更し、反覆常なし”と喟嘆調。福沢は主文の意を体して“人生已むを得ざるの時運にて”とやや否定的。中村は“人世ノ間値遇スルトコロノ事変ニ由リテ”と events の意味を強くとっている。“夫レ、時勢ノ進歩ニ随ヒ”と肯定的に訳したのは高橋で、この線につながるのが高木訳、土田訳“人類の発展過程に”。内容からすると、否定的な福沢訳、中村訳の方がふさわしい。

『序説』の高木訳は“人類諸般の出来事の行程に於て”ともってまわった感じであり(今津訳、立大アメ研訳、富田訳もほぼ同じ)、逆に倉持訳は“人事の道程中”(人権思想研訳もほぼ同じ)、三輪訳は“人事の推移において”、斎藤訳、明石訳は“人類

の歴史において”とあっさりしすぎている。芝田が“人事のおもむく自然のなりゆきで”としたのはアダム・スミスを連想させるが、“自然の”という語は原文にはない。

one people は『序説』の高木訳以来すべて“国民”と訳されてきたが、“一地域の人民”とした。独立前の植民地の people を一つの“国民”とするのは訳し過ぎである。福沢は“一族の人民”と苦心の訳を示し、中村訳は“一邦の人民”，高橋訳は“甲ノ人民”とするなど、19世紀の訳の方が良い。

political bands は今津が“政治的紐帯”と訳して以来ほとんどの訳がこれになっているが、“ちゅうたい”と読める人は少ないだろう。中村訳は意味をとって“管轄”とし、bands を高橋訳、高木訳『序説』、立大アメ研訳などは“羈絆”，倉持訳は“紐”，斎藤訳は“絆”“束縛”としている。

the powers of the earth を高橋は“宇内諸強国”，倉持、人権思想研は“地上の他の列強”，今津、宮田、芝田は“世界の列強”，高木、土田が“世界の諸強国”富田が“世界の諸列強”としているが、powers は国の権力を意味し、必ずしも強国ではない。それは“平等な地位を占めねばならぬ”という言い方からもわかるので、漢訳“夫の各国と相同じからん”，福沢訳“世界中の万国と同列し”，中村訳“地上各国ト同等ニ相ヒ並ビテ”という古い訳の方が正しい。高木訳『序説』と立大アメ研訳の“世界の諸国”，斎藤訳、明石訳の“地上各国”が妥当であろう。

Laws of Nature and of Nature's God はもちろん自然法思想の表明で、自然の創造者としての神を強調して訳してみた。この神は後の all men are created equal ともかかわるのである。福沢は“物理天道の自然”と訳し、前半を自然法則的に、後半を東洋的自然法で表現した。中村が“性法ニ循ガヒ神法ニ遵ガハン”，高橋が“天然及上帝”と訳したのも同様の発想であろう。だが、前半を物理的自然法則にしてしまうと、後半の天や神との関係がどうなるのか。漢訳の“以て人性に循い、以て神理に遵い”という方が含蓄がある。倉持と人権思想研は“自然及自然の神の法則”とし、『序説』の高木訳以降は“自然の法と自然の神の法”という訳が定着(斎藤訳のみ“自然の法や自然の神の法”)



したが“自然の神”では汎神論のようで意味がわからない。前者は自然法、後者は自然を創造し支配しそれによって自らを表現する神の法の意である。当時の人びとは神の業である自然を通じて神を知ろうとしたのだから、自然は神の第二の啓示と考えられ、二つの法は結局同じものとなろう。なおこの表現に関連しては、アメリカの“自然”はアメリカ人にとってはやや特別な意味を持っていたこと、ジェファソンは理神論的傾向を持っていたことも考慮に値する。清水望・牧野力や田島恵児は Nature's God を“自然を支配する神”と訳したが、これも一案である。福沢の“天”は、<sup>(7)</sup> Nature's God と Creator の双方の訳語であった。<sup>(9)</sup>

a decent respect to the opinions of mankind は、倉持訳“人類の意見に対する礼儀正しき尊敬”，高木訳“人類一般の意見に対して抱く当然の尊重”，今津訳“人類の意見を尊重”，人権思想研訳“人類の意見にたいする礼儀正しき尊敬”，富田訳“人類の意見をたしなみ深く尊重”，斎藤訳，明石訳“人類の意見をしかるべく尊重”，芝田訳“人類の世論へのしかるべき尊重”とさまざまであるが，“人類の意見”という日本語は不自然。福沢訳は“人心を察して”と簡潔であり，高橋訳は“世界ノ輿論ニ対スル至当ナル敬礼”となっている。

separation は福沢が“建国”，中村が“自立”，倉持，斎藤，明石，土田が“独立”，人権思想研が“分離独立”，高木が“分立”“離脱・自立”，芝田が“分立”などと訳しているが，アメリカ史における意味を考えた時，やはり高橋訳，高木訳『序説』，今津訳の“分離”がよい。

#### 〔権利宣言の部分〕

われわれは、以下の真理を自明のことと信じる。すべての人間は平等につくられている。すべての人間は、創造主によって、明確な〔生まれながらの〕譲りわたすことのできない諸権利を与えられている。これらの諸権利の中には、生命、自由および幸福の追求がある。

基本的人権について述べた有名な部分で，cer-

tain inalienable Rights をブリッジマンは“己は棄つることを得ず，人は奪うことを得ず”と二重に訳し，強調している。中村訳もこれにならい，福沢訳は“動かす可からざるの通義”“他より之を如何ともす可らざるもの”と意識である。高橋訳は“奪フベカラザル一定ノ権利”，倉持訳は“或る手離し難き権利”，高木訳『序説』，今津訳，土田訳は“一定不可譲の権利”，立大アメ研訳は“一定の不可分の権利”，高木訳は“一定の奪い難い天賦の権利”，宮田訳は“特定の不可譲の諸権利”，斎藤訳は“誰にも譲ることのできない一定の権利”など多様であるが，“奪うことのできない”というよりは，“譲りわたすことのできない”という方が，人間の主体性が強調されて良いだろう。高木訳の“天賦の”は不要。certain は“一定の”ではなく unquestionable, indisputable の意。

Creator は，もちろんキリスト教の神だが，中村訳は“上帝”，福沢訳は“天”となっており，高橋訳の“造物者”を経て，“創造主”“造物主”が使われるようになった。right は幕末頃から“権利”と訳され，特に西周と津田真一郎がこれを定着させたそうだが，漢訳は“理”である。福沢の“通義”は国法を越える自然権の観念を表現していた。<sup>(10)</sup>

Life, Liberty, and the pursuit of Happiness を，漢訳は“生命を保ち，自主に及び，自ら立つ者なり”とし“幸福の追求”をあいまいに表現しているのは，当時の中国の事情によるのだろうか。福沢訳は“人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈るの類”とあり，“祈る”は pursuit よりもかなり後退している。中村訳は“生命ヲ保チ自主ヲ保チ職業ヲ務メ福祚ヲ長ズルヲナリ”と自己流解釈をまじえ，高橋訳は“生命自由及ヒ快樂ノ追随”と快樂主義的になった。倉持訳から“生命，自由及幸福の追求”と原文に忠実である。

またその真理とは，これらの諸権利を確保するためにこそ，人民の間で政府が樹立されるのであって，政府の正当な権力は，統治される人びとの同意に由来す

注(7) 明石紀雄「18世紀アメリカの社会と自然」『アメリカ研究』9, (1975年)。

(8) ラーニッド・ハンド『権利章典 アメリカ最高裁判所の違憲審査について』(清水望・牧野力訳，日本評論社，1960年)，p. 171。岡田泰男・永田啓恭編『概説アメリカ経済史』(有斐閣，1983年)，p. 25。

(9) 柳父章『翻訳の思想「自然」とNATURE』(平凡社，1977年)，p. 188。

(10) 柳父章『翻訳とはなにか 日本語と翻訳文化』(法政大学出版局，1976年)，p. 73。

るということである。また、どんな形態の政府でも、これらの諸権利を侵害するものとなれば、人民はいつでもその政府を変革もしくは廃止する権利を持つ、そして、人民の安全と幸福をきつと実現するような原理に基づきそのように権力を組織した新しい政府を樹立する権利を持つ、ということである。

人権の確保こそが政府の目的であり、もし人権を侵害するようになれば、人民は政府を改廃し新政府を樹立する権利を持つ、という革命権の主張である。漢訳は“苟くも此の理を全うせんと欲すれば、則ち当に政を立てて以て民の志に従うべし。設し、理と合わざることあれば、即ち宜しく民に聴きて更正すべし”とあり、新政府樹立というような積極性は全くない。福沢訳に至って、“人間に政府を立る所以は、此通義を固くするための趣旨にて、政府たらんものは、其臣民に満足を得せしめ、初て真に権威あると云ふべし。政府の処置、此趣旨に戻るときは、即ち之を変革し或は之を倒して、更に此大趣旨に基き、人の安全幸福を保つべき新政府を立るも亦、人民の通義なり。是れ余輩の弁論を俟たずして明瞭なるべし。”と革命が強調された。ただし被治者の“同意”が“満足”に後退したのは、consentの誤読か。中村訳は、“抑モ人民ノ権利ヲ保全セント欲シテ政府ヲ立ルコトナレバ政府ノ權ハ人民ノ許准ニ由リテ受ケ得ラルハナリ。是故ニ政府ノ治法モシ人民ノ権利ヲ損壞スルトキハソノ政府ヲ變改シ或ハ廢止シテ新政府ヲ立テ人民ノ保固福祉トナルベキ治法ヲ設ケ權勢ヲ以テコレニ帰シソノ治法ヲ行ヒ民志ヲ達セシムルコトナリ”と論旨明白である。高橋訳は

“一 此権利ヲ保護スル為メ、被治者ノ承諾ニ由テ、正当ナル權能ヲ与ヘラレタル政府ヲ人間中ニ建設スルコト。

一 何時タリトモ政体ガ此等ノ目的ニ背馳スルニ至ルトキハ、之ヲ革命即顛覆シ、人民ガ極テ其安全幸福ヲ遂ルニ適シタリト認ムル原理ヲ以テ之ガ基礎トシ、彼等ガ極テ其安全幸福ヲ遂ルニ適シタリト認ムル体裁ヲ以テ、之ガ權能ヲ整理シタル新政府ヲ建設スルハ、彼等ノ権利ナルコト。”と、“革命即顛覆”という言葉まで用いており、明治維新変革の息吹きを感じることができる。こ

れに反して倉持訳は、政府の目的を掲げた肝心の章句は脱落し、以後の訳も明治期の訳の迫力を欠いている。明石訳はなぜか to institute new Governmentを省略してしまった。ここでの人民の権利は、to alter or abolish itと to institute new Governmentの二つであって、政治権力の組織法も加えて三つにした芝田訳は、原文に忠実ではない。“もっともよくもたらす”もぎごちない日本語で、most likelyは十中八九、effectはaccomplishの意。また、ほとんどの訳はthese endsを抽象的な目的に訳しているが、rightsを指すことは、複数形と草稿からの変化を見れば明らかである。

政府の just powers は“権力”であって、富田訳の“権限”では支配権力の意味が薄れるだろう。高木訳などは二つの訳語を混用。

確かに思慮分別は、長い間続いてきた政府は軽微で一時的な理由によって改変されるべきではない、と教える。従って人びとは、長年従っている政治形態を廃止して本来の権利を行使するよりは、悪政の害悪に耐えられるかぎりは耐えるものだということを、すべての経験は示してきた。

『西洋事情』は明治維新の2年前に出て、“因循姑息の意を以て考ふれば、旧来の政府は一旦軽率の挙動にて変じ難しと思ふべし。然れども同一の人民を目的と為して強奪を恣にし悪俗を改めしめずんば、遂には自主自裁の特権を以て国内を悩ますに至るべし。故に斯の如き政府を廃却して後来の安全を固くするは、人の通義なり、亦人の職掌なり”という福沢の訳は、当時の志士たちに感銘を与え討幕に踏みきる決意をさせたといわれる<sup>(11)</sup>。prudenceを漢訳は“明哲の心”とし“因循姑息”とは逆の意味なので、木戸孝允が日本人は読みが浅いと嘆じたというが、福沢の『華英通語』はprudenceに“有見識”の訳がついて“りこう”とかながふってある。“有見識者はめったなことで変革してはならない”と言ったのでは、革命の鼓吹にならず、反対な効果を及ぼすので、わざとその語義をすりかえたものと見ねばならぬ<sup>(12)</sup>”というのが木村毅の見解である。中村訳は“各々事理情勢ヲ裁度スルノ智識”，倉持訳から、“慎重”が

注(11) 木村毅『日米文学交流史の研究』, p. 217.

(12) 同, p. 221.

用いられるようになった。

right themselves は、中村訳“<sup>ミダチノ</sup>自ラ直ラ伸ン”，高橋訳“其権利ヲ伸張スル”，倉持訳“彼ら自身を救ふ”，今津訳“不正を匡す”，人権思想研訳“自らを救う”，立大アメ研訳“是正する”，三輪訳“自己の名誉を回復しよう”，富田訳“ふたたび本来の状態にもどろう”，芝田訳“本来あるべき状態を回復する”，明石訳“権利を復活しよう”，斎藤訳“権利を回復しよう”と千差万別である。

(高木訳、宮田訳では脱落)これは“本来の状態に戻る”“本来の権利を回復する”という意味で、社会契約の解除、具体的には前出の政府の改廃と新政府樹立を意味する<sup>(13)</sup>だろう。

しかしながら、[ある時期にはっきりと開始され]執拗に同じ目的を追求する長期間の権力濫用と権利侵害が、人びとを絶対的な専制支配の下に抑圧するという意図をはっきり示している時には、このような政府を覆し、自らの将来の安全のために新しい保障機構を設けることは、人びとの権利であり、また義務でもある。

最も過激な表現のところ、漢訳は“而して勢乃ち奈する無きに出ずる耳”とぼかしてある。a long train of abuses and usurpations の usurpation は倉持訳以来ほとんどの訳で“篡奪”と訳されているが、篡奪とはふつう王位を奪うことで、ここでは人民の権利の侵害だから適当ではない。またこれは長期間でなければならず、明石訳、斎藤訳、土田訳の“一連の”では弱いだらう。pursuing invariably the same Object を福沢は“同一の人民を目的となし”と誤訳。provide new Guards は中村訳は“新ナル守護ヲ備フル”，今津訳、立大アメ研訳は“新たなる守護者を設ける”と抽象的であり、高橋訳は“新保護法ヲ設ル”と法的になった。高木訳、土田訳は“新たなる保障の組織を創設する”だが、政府の取り換えなのだから“創設”はおかしい。芝田訳は“新しい保障機構をもうける”で、斎藤訳は次の語も含めて“将来の安全を擁護する新しい組織をつくる”とする。結局は富田訳の“あたらしい政府を任命す

る”ということであろう。

これこそが、アメリカの諸植民地が耐え忍んできた苦難の状況であった。そして、今これら諸植民地が従来の統治制度を改変〔一掃〕する必要に迫られるゆえんも、ここにあるのである。

独立は専制支配によってやむをえず起こったのだというのが、重要な点である。patient sufferance を倉持訳は“歴然たる忍従”高木訳は“隠忍した苦難”とするが、日本語としておかしい。the necessity which constrains them to alter を高木訳は“彼らをして、余儀なく、従前の政治形態を変改せしめる必要”，芝田訳“従来の政治制度を変更〔一掃〕せざるを得ない必要”，斎藤訳、明石訳“やむなく、彼らの従来<sup>(14)</sup>の統治形態を変改する必要”とするが、今津訳が巧みなのでそれにならなかった。

大英帝国現国王の治世の歴史は、繰り返された〔絶え間ない〕虐政と権利侵害の歴史であって、[その中には全体の一様な傾向と矛盾するような事実の一つもなく、] そのすべては、これら諸邦に絶対的な暴政を樹立することを直接の目的としてきた。このことを証明するために、公正な世界に事実を提示せしめよ。[われわれは、虚偽によって汚されたことのない信念にかけて、それらが真実であることを誓う。]

injuries and usurpations は正木訳は“凌虐”，漢訳は“民を虐げ屢不道を行う”，中村訳は“人民ヲ残害シソノ権利ヲ侵奪シ”，高橋訳は“残暴恣睢”で、倉持訳に例の“篡奪”の誤訳が現れて、以後みなこれにならってしまった。斎藤訳は“権利侵害と権利篡奪”。injuries を高木訳は“悪行”としたが、あまり適当ではない。なおここで、標題を除けば初めて these States という語が用いられるので、高木訳はこれを“諸邦”とした上で“植民地のこと。以下同じ”という注を付している。その前には these Colonies が用いられているのであまり意識的な区別はないようだが、植民地に対して独立後の呼称である State を以下にもしばしば用いていることは、本国からの移住・離

注(13) OED は“to recover one's footing; to correct a false step”という意味を示している。「ヴァージニア邦憲法」第2条“すべての権力は人民に帰属し、その結果当然のこととして人民に由来する。行政官は、人民からの受託者かつ公僕であって、いかなる時においても人民に従うものである。”が想起される。

(14) 斎藤真『独立宣言』における独立——主としてトマス・ジェファソンの場合——『アメリカ学会会報』No. 65(1982年5月)を参照。

## 「アメリカ独立宣言」の邦訳について(2)

脱によってアメリカはすでに独立しており、本国と同君連合を形成しているに過ぎないというジェファソンの考えが現れているとも言える<sup>(15)</sup>。以下で事実上植民地を指す場合も、State は“邦”と訳した。

### 〔国王の罪状列挙〕

国王は、公益にとって最も適正かつ必要な法律の裁可を拒否した。

〔参考〕植民地議会が可決した法律に対しイギリス国王は拒否権を持つが、ジョージ三世が拒否したのものには、1760年サウス・カロライナ、1763年ニュー・ジャージー、1772年ヴァージニア各植民地議会による奴隷輸入禁止および奴隷輸入に関する課税の法律がある。

“しかるにわれわれがその実現のためにくりかえし試みた輸入の禁止、またはそれと同様の効果をもたらすと思われる重い輸入課税の立法計画は、今日まで、いつも陛下の拒否権によって打ち破られたのである。かくして陛下のこの拒否権行使は、アメリカ諸邦〔諸植民地〕の永続的利益を軽んじて、少数のイギリス海賊船のための目先の利益を優先せしめたことになり、また、この奴隷制という不名誉な慣行によって、深く傷つけられた人間性にもとづく諸権利を軽視されたことになるのである。”〔『要約』pp. 222—3.〕

“公共の福祉に対してきわめて有益かつ必要な諸法を拒否すること。”〔『邦憲法』p. 132.〕

〔既訳の検討〕 the most wholesome and necessary for the public good は、漢訳では“公正妥協して民情に洽合する”と意識している。福沢訳“世上一般の利益のため欠くべからざるの良法、”中村訳“人民公同ノ利益ノ為ニ立ント欲スル、”斎藤訳“一般の福祉のために有益にして必要な、”富田訳“公共の福祉のためにもっとも有益な、かつ必要な、”倉持訳、人権思想研訳“社会福祉の為最も健全且つ必要な”などの訳があるが、public good は今日の福祉という概念とは若干異なり、“社会福祉”という訳語では誤解を与えかねない。wholesome は元来“全き”“どこ

から見ても正しい”“道徳向上に役立つ”という意味で、法律については“適正”の訳語が良いだろう。高木訳、明石訳、斎藤訳、土田訳などが most を訳していないが、奴隷貿易禁止の含意を考えた時、省略してはならないだろう。

国王は、緊急かつ差し迫った重要な法律案でも、彼の裁可がえられるまでは発効しないという条項を含まなければ、総督が承認することを禁止した。またこの条項により法律の発効を保留させている場合も、彼はそれについて考慮することを全く怠った。

〔参考〕植民地議会で可決された重要な法律に対して、国王の裁可がない限り発効しないという発効保留条項(suspending clause)を含まなければ承認しないように国王が総督に命じた。ただしこれは1708年にアン女王が指示したのであって、ジョージ三世が始めたものではない。

“われわれの法律がイギリス本国に送達せられても、陛下は、その同意をもってそれらを確認するでもなく、(また陛下の)拒否によってそれらを無効とするでもなく、幾年間もそのまま放置しておかれたのである。その結果、効力停止条項のついていない諸法律は、陛下の意志のままという、あらゆる有効期間条項の中では最も不確実なものを頼りとする<sup>(15)</sup>こととなっているし、また、陛下の同意が得られるまで発効を保留されている諸法律は(どえらいことにもなりかねないのだ。というのは)将来、いつか遠い年月の後に、陛下の同意が下され、それら諸法律が有効とされてみると、長時間の経過と状況の変化によって、かえって有害な破壊的な法律として発効するのではないかという恐れを、当地における陛下の人民は抱いてきたのである。”〔『要約』p. 223.〕

“かりに国王が法律の実施に同意を与えずに停止させたというわけではないにしても、長年法律自体に関心を示すのを怠ることでその実施を停止させ、〔植民地の〕総督に緊急かつ差し迫った重要性のある法律を制定する許可を否認してきたこと。”〔『邦憲法』p. 132.〕

〔既訳の検討〕この条は発効保留条項について

注(15) 本稿は『要約』の邦訳検討を目的としていないので、松本重治・高木誠訳をそのまま示したが、“あらゆる有効期間条項の中では……”というような訳文は意味をなさないので一言すると、原文は we hold on the most precarious of all tenures で、これは“明日をも知れぬ”“風前のともしび”というような意味である。発効保留条項のない法律は、国王の気にいらなければ風前のともしびに等しいということ。

の史実をふまえていないと訳せないで、古い訳を除けば、特に混乱しているのは人権思想研訳、高木訳『原典』、富田訳、斎藤訳(河出版)、芝田訳、土田訳。この条項をふまえたものは高木訳『世界の名著』、明石訳、斎藤訳『文脈』。suspendを“停止”とする訳が多いが、法律の発効前なのだから、“保留”が適当であろう。

国王はほかにも、その人民が立法府に代表を送る権利を放棄するのではなければ、人民のものである広大な地域において郡を制定する法律の承認を拒否した。代表を送る権利は、人民にとってはこのうえなく貴重であり、ただ暴君にとってのみ恐れるべきものなのである。

〔参考〕開拓が進んで人口が増えると、当然そこに新しい郡をつくり、郡裁判所を置き、植民地議会に代表を選出することになる。ところが1764年以降、国王は、ニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ヴァージニアの各植民地に対して新しい郡をつくる法律を制定するならば、それを認める条件としてその法律から代表を議会に送ることに関する条項を削除することを求めた。郡をつくる理由の一つは、特に西方にいる植民地人が郡裁判所を近くに持ちたかったからである。

“われわれは、いかなる言辞で、最近、陛下がヴァージニア植民地総督に対して下された一つの訓令について語ったらよいのであろうか?……この訓令により総督は、一つの郡の区分を定める法律の制定に関し、その新しい郡が代議院にその代表を送らないことに同意しなければ、その法律を認めてはならないと禁じられたのである。この植民地は、いまだに西方の地域に確定された境界をもたない。それゆえ西方の諸郡は、いまだにそれぞれ不確定な区域しかもっていない。……しかれば陛下は、これらの住民が、大小の別なく受けた損害に対して、裁判による補償を求めようとす

れば、その植民法により、訴訟事件が終決するまでは、証人全部とともに、毎月そのような遠い郡裁判所まで出頭せねばならないという事態について、ただの一度でも考慮を払われたことがあったであろうか? それとも陛下は、その臣民が代表選出という光栄ある権利を、それによってもたらされるすべての権利とともに放棄し、みずから主権者たる陛下の意志のもとに完全なる奴隷として隷属せしめられることを、真に望まれるのであろうか? また陛下は、それを世界に公表されるのであろうか? あるいはまた、それは植民法立法府を現在の議員数にとどめ、他日買収をしようとも考えられる時になったら、取引をより安価ならしめようという意図にでもよるのであろうか?”(『要約』p. 224)。

国王は、新たな郡がつくられて、そこから反乱分子が代表として議会に送りこまれることを極度に恐れていた。ここで問題となっている法律は、高木が注記しているクエベック法<sup>(16)</sup>ではない。

〔既訳の検討〕other Laws for the accommodation of large districts of people は、漢訳では省略。誤訳の例として福沢訳“州内一般的当せる法令”、高橋訳“大撰挙区ニ施行スベキ他ノ法律”、倉持訳“広大なる人民区を供給する法律”など。accommodationを“便宜”と訳したのは今津訳、人権思想研訳、宮田訳、富田訳、芝田訳。“利益”としたのは立大アメ研訳。“利用”としたのは斎藤訳、明石訳。高木訳は“施設を規定する法律”とある。いずれも内容がよくわからないので、あえて“郡を制定する法律”と訳してみた。of peopleはこの地域が人民のものであることを明らかにしているが、高木訳などでは脱落。芝田訳“人民に属する”のように訳出した方がよい。ただし芝田訳の“代表権を放棄することを交換条件とした”というのは、何の交換条件か不明。土田訳は混乱訳。(未完)

注(16) クエベック法については、第一回大陸会議の宣言および決議(1774年10月17日)で、ボストン港閉鎖法、マサチューセッツ統治法、裁判行政法と並んで、“これらすべての法律は、無思慮、不公正、残酷かつまた非立憲的なものであり、アメリカ人の諸権利に対して最も危険かつ破壊的なもの”と非難されている。アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻(岩波書店、1951年)、p. 121。